

令和8年度 軽自動車税の税額表

(1) 三輪・四輪以上の軽自動車の税率

「初度検査年月（初めて車両番号の指定を受けた年月）」によって税率が異なり、登録から13年が経過した車両は環境負荷の観点から、相対的に重い課税となります。

ご自身の車両の初度検査年月を確認したい場合は、車検証または自動車検査証記録事項をご覧ください。

区分	税 額 (円)		
	【経年重課税率※1】 平成25年3月以前	【旧税率】 平成25年4月～ 平成27年3月まで	【現行税率※2】 平成27年4月以降
三輪	4,600	3,100	3,900
四輪以上乗用	営業用	8,200	5,500
	自家用	12,900	7,200
四輪以上貨物	営業用	4,500	3,000
	自家用	6,000	4,000

※1 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ハイブリッド自動車、被牽引車は対象外。

※2 条件に当てはまる車両はグリーン化特例の対象となります（下記参照）。

《グリーン化特例（軽課）について》

令和7年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪・四輪以上の車両（車検証または自動車検査証記録事項の「初度検査年月」が“令和7年4月”以降）で、下表に当てはまる車両は税率が軽減されます。

なお、この特例は車両を取得した翌年度のみ対象となります。

○グリーン化特例（軽課）の対象車両

対 象 車	軽減の内容
① 電気自動車 天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減）	概ね75%軽減
② 【営業用乗用車のみ】 ガソリン車、ハイブリッド車 ※「平成30年排出ガス基準50%低減達成車」又は「平成17年排出ガス基準75%低減達成車」に限る。 ※令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車に限る。	概ね50%軽減

○グリーン化特例（軽課）の税率

区分		税 額 (円)		
		標準税率	左表①	左表②
三輪	営業用	3,900	1,000	2,000
	自家用			-
四輪以上乗用	営業用	6,900	1,800	3,500
	自家用			10,800
四輪以上貨物	営業用	3,800	1,000	-
	自家用			5,000

(2) 上記以外の車種の税率

種別	税額(円)	
原動機付 自転車	総排気量 50cc 以下又は 定格出力 0.6kW 以下	2,000
	総排気量 125cc 以下かつ 最高出力 4.0kW 以下	2,000
	総排気量 50 超 90cc 以下又は 定格出力 0.6 超 0.8kW 以下	2,000
	総排気量 90 超 125cc 以下又は 定格出力 0.8 超 1.0kW 以下	2,400
	ミニカー	3,700

種別	税額(円)	
軽自動車	二輪	3,600
	トレーラー	3,600
	雪上車	3,600
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400
	その他	5,900
二輪の小型自動車	6,000	

【軽自動車税に関するお問合せ先】

〒067-8674 江別市高砂町6番地

江別市総務部財務室市民税課税制係

TEL 011-381-1012（課直通） FAX 011-381-0390